平成２４年（フ）第１３２号
群馬県前橋市昭和町１丁目３番18―203号　メゾンドール萩
債務者　石田新一郎
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1432番地14
債務者　山崎　道子（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５号
群馬県前橋市広瀬町３丁目30番地　４―103号
債務者　小杉　善彦
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
群馬県前橋市上佐鳥町130番地　アドヴァンス永井Ｃ―111号
債務者　浦野　一也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３号
群馬県高崎市倉賀野町1848番地４
債務者　守屋めぐみ
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４９８号
千葉市若葉区西都賀４丁目20番４号　ファミール西都賀203号
債務者　関口　冨雄
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
相模原市南区相武台３丁目26番17号　高砂荘202号室
債務者　雨宮　正壽
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７６号
相模原市南区相模大野６丁目23番９―305号
債務者　奥森　智志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８８号
相模原市中央区小山１丁目11番９号　ガーデンオオツ203
債務者　村石　一宏
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０８号
相模原市中央区矢部２丁目８番15号　アルベール103
債務者　松浦　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５号
岐阜県多治見市生田町６丁目181番地の１　Ｍ―ＢＯＸ多治見１―Ｃ
債務者　山田あゆみ（旧姓深川）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１５８号
愛知県一宮市柚木蔵字上ケ田516番地１
債務者　五十嵐文一
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１７号
京都市北区大北山原谷乾町19番地146
債務者　関口　篤子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３４号
京都市山科区東野南井ノ上町18番地の18
債務者　出口　秀子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
京都市西京区御陵大枝山町６丁目24番地６
債務者　志賀　希美（旧姓西村・月井）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
京都市西京区樫原久保町27番地　藤栄荘10号室
債務者　坪塚　光雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１３号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地12　嵯峨団地３棟７号
債務者　丸山　重夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係